

質量の計量証明事業規程細則

(目的)

第1条 この細則は、質量に係る計量証明事業を円滑に行うために必要な事項を定めた事業規程について、実施方法を具体的に定め、計量証明事業者としての義務を遂行していくことを目的とする。

(はかりの検査及び点検整備)

第2条 計量証明に使用するはかりの検査及び点検整備の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 責任者及び計量管理者は、大阪府又は他の検査機関等による法定検査の結果に基づき、必要に応じ、整備・修理・新規入替等の検討を行う。
- (2) 降雨等によりピットに水が溜まる構造の場合は、担当者は排水ポンプを作動させ、ピット内の排水を行う。ピットに水を溜めないようにする。
- (3) ピット内の計量物のくずやゴミの除去及び清掃は、1年に1回以上行う。
- (4) はかりの検査及び整備の状況を点検するため、管理台帳を設置する。
管理台帳には、名称、ひょう量、目量、最小測定量又は使用範囲、器物番号、製造事業者、製造又は設置年月日、検定年月を記載するとともに、計量証明検査年月日、検査成績及び点検整備項目等を記録して履歴を残す
- (5) 日常点検については、指示計及びはかりの周辺の点検を行うとともに周辺の整理整頓を行う。
また、日常点検（指示計、載せ台、ピット）をした結果については、記録を行う。

(計量の方法)

第3条 計量管理者が認めた方法として、計量証明に使用するはかりの計量方法を、次のとおり定める。

- (1) 「ゼロ点確認」については、始業前及び計量前に必ず行うものとする。
露天に載せ台を設置している場合は、雨によりゼロ点の変化を生じるので、特に注意すること。
ア 電気式はかりは、使用前30分以上は通電し、電気回路を安定させた後、ゼロ点調整を行い使用する。
イ 目盛りさおを有する機械式はかりは、送りおもりのゼロ位置を確認した後、目盛りさおを上端から手放し、にらみ窓の上端と下端付近を均等に振幅するように調整する。
- (2) 計量は「使用範囲の下限以上又は最小測定量以上」で使用する。
例えば、3級のはかりで目量が10kgの場合の最小測定量は、目量の20倍以上と規定されており、200kg以上のところで使用する。
- (3) トラックは、載せ台の中央付近に停車させる。又、1回目と2回目の停車位置は、ほぼ同様の位置に停車させる。
- (4) 運転手及び助手等は、総質量及び車両質量の計量時と同様の状態であることを確認する。つまり、降りた状態か、同じ者が乗っている状態であることを確認する。

(社会的責任)

第4条

- (1) 当事業所は、計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等に努めるため、計量管理者に、大阪府が指定する5年毎の講習会を受講させるものとする。
- (2) 計量管理者は、担当者に計量証明用設備の保管・検査及び整備、計量の方法について教育し、正確な計量の確保に努める。

(その他)

第5条

- (1) 登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、「登録申請書記載事項変更届」を大阪府計量検定所（以下「検定所」という。）へ提出する。様式及び添付書類は「計量証明事業の手引」（以下「手引」という。）を参照する。
- (2) 事業規程に変更が生じた場合は、「事業規程変更届出書」を検定所へ提出する。様式は、手引を参照する。
- (3) 計量法施行規則第96条の規定により、「計量証明事業者報告書」を毎年4月末日までに検定所へ提出する。様式は、手引を参照する。その場合、証明件数はゼロ件でも報告する。

なお、計量証明件数以外（一般取引）の計量件数は、報告件数に含まない。

制定年月日 (元号) 年 月 日
改訂年月日 (元号) 年 月 日